

育児ボランティアを依頼する主催者の方へ

ボランティアの依頼をする際には、次のことを守ってください。

ボランティアの依頼

- ・託児の人数が決定した後、「育児ボランティア名簿」から主催者がボランティアに連絡をとり、承諾を得て、必要人数を確保し開催してください。
なお、「育児ボランティア名簿」については、みと好文カレッジにお問い合わせください。
- ・「一時保育申込書」（様式3号）と「お子さんをお預けになる方へ」（様式2号）を託児依頼をする方にあらかじめ配布し、開催日に「一時保育申込書」をボランティアに預けてください。
なお、講座終了後は、「一時保育申込書」を申込者に返却してください。
また、事前に申込のないお子さんはお預かり出来ません。

託児時間

- ・託児は、午前9時30分～午後8時30分の間です。
- ・託児の最長時間は、2時間です。時間厳守でお願いします。

費用

- ・育児ボランティアは原則として無償ですが、ボランティアが活動するのに必要な往復の交通費相当分として、1名に対し、図書カード1,000円を、また、お昼にかかる場合は、昼食を用意してください。

託児対象年齢及び人数

- ・お預かりできるお子さんの年齢は、生後6ヶ月から未就学児までです。
- ・お預かりするお子さん2人に対しボランティアは1人、0歳～1歳児については、お子さん1人に対し、ボランティアさん1人を目安としてください。※ただし、お子さんが1人だけの場合は、ボランティア2名とします。

主催者の事前準備

- ・託児に適した保育室・和室などを用意してください。机や椅子など託児する上で危険なものはあらかじめ撤去し、救急箱・ティッシュ・ゴミを入れる袋を用意してください。
- ・託児には万全を期しておりますが、万一の事故に備えて損害保険には必ず加入してください。
- ・育児ボランティアの人数分、駐車場を確保してください。
- ・託児に必要なおもちゃ類は、主催者で用意してください。なお不足する時は、みと好文カレッジに取りに来てください。
- ・託児を受ける子どもが当日付ける名札は、主催者が用意してください。
- ・当日の託児受付は主催者が行ってください。

育児ボランティア制度活用報告

- ・講座終了後、育児ボランティア制度活用報告書（様式4号）を当月中に、みと好文カレッジまで御提出ください。

その他御不明な点は、みと好文カレッジにお問い合わせください。

●問合せ

みと好文カレッジ

〒310-0852 水戸市笠原町 978 番地の 5

水戸市総合教育研究所 3 階

TEL 029-303-6602 FAX 029-303-6601

E-mail info@mitokoubun.jp

水戸市では、子育てをしている親が市民センターや幼稚園、小学校などで開催される講座や講演会に安心して参加できるよう、別室で子どもをお預かりする制度（育児ボランティア制度）を設けています。

この制度は、子育てをしている親が生涯学習活動を実践できるようにと、平成6年にボランティアの有志の皆様により発足したものです。

～託児の流れ～

① 託児付講座・講演会の日時・会場を決定



② チラシ・通知などにより広報



③ 託児の人数が決定後、主催者が、「育児ボランティア名簿」に掲載されているボランティアに直接依頼



④ 託児申込者に「お子さんをお預けになる方へ」（様式2号）と「一時保育申込書」（様式3号）を配布し、記入後の様式3号を主催者で預かる



⑤ 託児付講座・講演会の開催

- ・一時保育申込書をボランティアに預け、終了後は、申込者に返却する
- ・図書カードをボランティアに渡す



⑥ 主催者は、育児ボランティア制度活用報告書（様式4号）をみと好文カレッジに提出



育児ボランティア制度活用報告書

| | | |
|----------------------|-------------------|--------|
| 主催者 | 団体名 (講座主催者) | |
| | 代表者氏名 | |
| | 住所 | |
| | 電話番号 | |
| 講座の内容 | 講座名並びに内容 (詳細に) | |
| | 講座開催日時 | |
| | 講座会場 | |
| | 参加者数 | 名 |
| 託児会場 | | |
| 託児時間 | | |
| 託児人数・(おもちゃ貸出) | | 名(無・有) |
| ボランティア人数 ボランティア氏名 | | 名(|